



鳥取県公報

平成 20 年 11 月 7 日 (金)
号外第 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則 (90) (道路企画課) 3
-------	----------------------------------------------------------

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

道路法施行令の一部改正により、新たに占用物件として追加された非常災害の発生した区域内の道路区域内に設ける応急仮設建築物（被災者の居住の用に供するため必要なものに限る。以下同じ。）について、公共性が高いことから占用料を免除する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 非常災害の発生した区域内の道路区域内に設ける応急仮設建築物のための道路の占用を、鳥取県道路占用料徴収条例（以下「道路占用条例」という。）に基づく占用料の減免対象行為に加える。

(2) 道路占用条例に基づく占用料の減免に関する規定を次のとおり改める。

減免対象行為	減額後の額	
	改正前	改正後
バス停留所の標識のための占用	市の区域にあつては1本につき1年550円、町村の区域にあつては1本につき1年425円	道路占用条例で定める標識に係る占用料の額の2分の1の額
パーソナルハンディフォンシステム（PHS）無線基地局その他これに類する小型の無線基地局のための占用	市の区域にあつては1個につき1年495円、町村の区域にあつては1個につき1年310円	道路占用条例で定める変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所に係る占用料の額の10分の3の額

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

規 則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第90号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減 免 の 別 額	減額後の 別 額	根拠条例	減免対象行為	減 免 の 別 額	減額後の 別 額
略				略			
3 道路 占用条 例	略 (14) 道路管理者以外の者が設置した街灯に添加した当該街灯の管理者名、店名、屋号等を表示した看板等であって、その規格が縦1メートル、横30センチメートル以下のものための占用	免除		3 道路 占用条 例	略 (14) 道路管理者以外の者が設置した街灯に添加した当該街灯の管理者名、店名、屋号等を表示した看板等であって、その規格が縦1メートル、横30センチメートル以下のものための占用	免除	
	(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物（被災者						

の居住の用に供するため必要なものに限る。)のための占用			
(16) 略	減額	略	(15) 略
(17) 略			(16) 略
(18) 略			(17) 略
(19) 略		略	(18) 略
(20) 略			(19) 略
(21) バス停留所の標識のための占用		道路占用 条例で定 める標識 に係る占 用料の額 の2分の 1の額	(20) バス停留所の標識のための占用
(22) パーソナルハンディフォンシステム(PHS)無線基地局その他これに類する小型の無線基地局のための占用		道路占用 条例で定 める変圧 塔その他 これに類 するもの 及び公衆 電話所に 係る占用 料の額の 10分の3 の額	(21) パーソナルハンディフォンシステム(PHS)無線基地局のための占用
(23) 略		略	(22) 略
略			略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。